

# 日本—渤海間の擬制親族関係について

## —「古代東アジア世界」の可能性—

廣瀬 憲雄

はじめに

八世紀の日本—渤海関係では、両国関係を父子・兄弟などの親族関係で表現する、いわゆる「擬制親族関係」の設定が行われていた。まず天平勝宝五年（753）には、渤海高句麗継承国意識を背景に、日本が渤海に対して兄弟・君臣関係を提示したが、渤海は日本の臣下としての立場を受け入れることはなく、逆に宝亀三年（772）には、独自の高句麗継承国意識に基づき日本に対して舅甥関係を提示して、日本側が激しく反発するという事件が発生している。そのため、日本—渤海間で擬制親族関係が定着することはなかったのだが、八世紀における両者の名分関係をめぐる対立を考える上でも、この擬制親族関係の問題を分析することは重要と思われる。

その一方で、日本—渤海間の擬制親族関係に対する専論は、森田悌・石井正敏両氏のものに限られている。森田氏は、国家間の擬制親族関係が国王の代替わりで変化することを想定され、渤海側が天皇の代替わりを理由に、渤海を舅・上位とする舅甥関係を提示したことが日本側の反発を招いた原因とされた<sup>(1)</sup>。一方石井氏は、国王の代替わりによる擬制親族関係の変化を疑問視され、日本側が求めた兄弟・君臣関係ではなく、日本を舅・渤海を甥とする疎遠な舅甥関係が主張されたため、日本側は君臣関係を回避するものとして反発したと解釈されている<sup>(2)</sup>。

以上のように、日本—渤海間の擬制親族関係については、渤海がなぜ親族関係を兄弟から舅甥へと変更したのか、また日本・渤海のいずれを舅としたのかという点に意見の対立がみられる。しかし、擬制親族関係で国際関係を表現する例は、八世紀の日本—渤海間にとどまらず、唐と周辺諸勢力との関係や、南北朝～隋代、あるいは五代両宋期にも多数存在しているため、日本—渤海間の擬制親族関係も、東アジア地域全体の中に位置付けて理解する必要があると思われる。そのため本稿では、まず東アジア地域における多様な擬制親族関係を分析した上で、日本—渤海間における擬制親族関係の問題を検討していく。さらに、擬制親族関係という視点から、「古代東アジア世界」という枠組が抱える問題点や可能性についても言及していきたい。

## 第一章 東アジア地域の擬制親族関係

### 第一節 擬制親族関係の基本的性質

本章では、東アジア地域における擬制親族関係について検討する。まず本節では、本稿全体の前提として、擬制親族関係の基本的性質について分析していきたい。ただし、本稿の中で具体的な事例を網羅的に検討することは不可能であるため、東アジア地域で散見される擬制親族関係のうち、隋唐を中心に筆者の管見が及ぶ限りの事例を集積して、さらに特筆すべき個人間の関係も含めた上で表一として提示した。以下ではこの表1を参照しながら検討を行っていく。

擬制親族関係とは、前述のように国家間関係を親族関係で表現するものであり、父子・兄弟・伯姪（父の兄一弟の子）・叔姪（父の弟一兄の子）・舅婚（妻の父一娘婚）・舅甥（一般的には母の兄弟一姉妹の子）など様々な種類が存在する。もちろんほとんどは擬制的な関係であるが、時には公主降嫁などを通じて国王間に実際の親族関係が結ばれる場合もある。ただし、唐一吐蕃の舅甥関係のように、親族関係が存在しない時期でも擬制親族関係が継続する場合も見られる<sup>(3)</sup>ので、実際の親族関係と擬制親族関係は必ずしも連動するわけではない。そのため、両者は切り離して考えるべきであろう。

また、擬制親族関係の起源は古く、周代から春秋・戦国時代にかけては、周室・諸侯の相互関係を「兄弟の国」・「舅甥の国」と表現する例が存在しており<sup>(4)</sup>、皇帝制度の成立後に関しても、前漢と匈奴の兄弟関係<sup>(5)</sup>から、後金（清）と朝鮮の兄弟関係<sup>(6)</sup>まで、長期間にわたり確認が可能である。その中でも、隋唐から五代兩宋にかけての時期では、本稿の主題である日本一渤海間のものも含めて、多くの実例が確認できる。

以上のように、擬制親族関係が国家間関係として使用される背景には、『三国志演義』の「桃園の誓い」に代表されるような、個人間の義兄弟・仮父子結合の慣行があると思われる。例えば、唐・高祖（李淵）と隋末の群雄である李密の兄弟関係（No.08）や、唐・太宗（李世民）と突厥・小可汗突利の兄弟関係（No.10）のように、国家間関係と個人間関係の中間とも言うべき擬制親族関係も存在しており、各政権の内部に限定しても、北周における楊忠・楊堅（隋・文帝）父子と司馬消難の兄弟・叔姪関係（No.06）が見られるように、政治的な有力者相互の義兄弟・仮父子結合の延長上に、国家間（国王間）の擬制親族関係が存在すると想定できる<sup>(7)</sup>。

続いては、擬制親族関係の特徴について検討していく。まず指摘できるのは、擬制親族関係の締結が、軍事的な同盟関係も含めた特定勢力への優遇を示すことである。以下の史料を参照したい。

A 【『新五代史』卷七二、四夷附録第一、契丹】<sup>(8)</sup>（No.37）

阿保機遣使者解里隨頃、以良馬・貂裘・朝霞錦聘梁、奉表稱臣、以求封冊。梁復遣公遠及司農卿渾特以詔書報勞、別以記事賜之、約共舉兵滅晉、然後封冊為甥舅之國、又使以子弟三百騎入衛京師。

B 【『遼史』卷五、世宗本紀、天祿五年（951）二月条】

周遣姚漢英、華昭胤來、以書辭抗礼、留漢英等。

C 【『資治通鑑』卷二九〇、広順元年（951）四月丁未条】<sup>(9)</sup>（No.44）

契丹主遣使如北漢、告以周使田敏来、約歲輸錢十萬緡。北漢主使鄭琪以厚賂謝契丹、自稱姪皇帝致書於叔天授皇帝、請行冊礼。

D 【『資治通鑑』卷二九二、顯德元年（954）十一月戊戌条】（No.44）

北漢主疾病、命其子承鈞監国、尋殂。遣使告哀于契丹。契丹遣驃騎大將軍・知内侍省事劉承訓冊命承鈞為帝、更名鈞。北漢孝和帝性孝謹、既嗣位、勤於為政、愛民礼士、境内粗安。每上表於契丹主稱男。契丹主賜之詔、謂之兒皇帝。

Aでは、契丹・耶律阿保機が後梁・朱全忠に上表称臣して冊封を求めたのに対して、朱全忠は後梁と契丹で李晋を挟撃滅亡させることを条件に、冊封と公主降嫁を行い舅甥関係となることを認めている。これは、朱全忠と李晋・李克用の対立を背景として、後梁が契丹を優遇して李晋に対抗したものといえる。さらにB～Dでは、開封で後漢を篡奪した五代最後の王朝・後周と、太原で後漢を継承した十国の一つ・北漢が、相互の抗争を背景に相次いで契丹に遣使しているが、契丹はこの時後周ではなく北漢と手を結び、Dに見えるように北漢皇帝を冊立して北漢を軍事的に援助する一方で、Bでは後周の使者を抑留して後周と敵対している。ここで注目されるのは、敵対関係である契丹―後周間には擬制親族関係は設定されていない一方で、契丹と友好関係にある北漢との間には叔姪・父子関係が見えることであるが、これは毛利英介氏が指摘<sup>(10)</sup>された通り、契丹が北漢を後晋（自らに服属する南方政権）の正統な後継者として認めていたことによるものであろう。

続いて指摘できるのは、特に両者が対立関係にある場合には、擬制親族関係の成立・維持のためには一定の軍事力の裏付けが必要なことである。以下の史料を参照したい。

E 【『資治通鑑』卷二七二、同光元年（923）十一月壬寅条】（No.39）

岐王遣使致書、賀帝滅梁、以季父自居、辞礼甚倨。〈（胡注）岐王李茂貞自以与晋王克用在唐並列藩鎮、又各以有功賜姓、附唐属籍、義猶兄弟、故於帝以季父自居。〉

F 【『資治通鑑』卷二七三、同光二年（924）正月庚戌条】（No.39）

岐王聞帝（後唐・莊宗）入洛、内不自安、遣其子行軍司馬彰義節度使兼侍中繼曠入貢、始上表稱臣。（後略）

G 【『旧五代史』卷一一六、世宗本紀三、顯德三年（956）二月甲戌・壬午条】（No.45）

甲戌、江南国主李景遣泗州牙将王知朗齎書一函至滁州、本州以聞、書稱唐皇帝奉書於大周皇帝、其略云、願陳兄事、永奉鄰歡。（中略）虔俟報章、以聽高命、道塗朝坦、礼幣夕行、云。書奏不答。

壬午、江南国主李景遣其臣偽翰林学士戸部侍郎鍾謨、偽工部侍郎文理院学士李德明等奉表来上、敍願依大国稱臣納貢之意。（後略）

まずE・Fでは、後梁が後唐に滅ぼされたのを受け、岐王（鳳翔節度使）李茂貞が後唐に遣使して慶賀を行った際、自らが後唐・莊宗（李存勖）の父、李克用とともに李姓の賜与を受けた故事により、李克用の兄弟・莊宗の季父を自称したが、翌年には後唐の圧力に屈して上表称臣している。さらにGでは、十国の一つで南方に大勢力を築いた南唐が、後周の攻撃で江北一帯を奪われたのを受け、後周に「奉書」形式の外交文書を送り非君臣の兄弟関係を提示したが、後周に黙殺されたため上表称臣したことが見えている。このように、両者が対立関係にある場合には、

常に両国関係を君臣関係で規定しようとする圧力が働くため、一定の軍事力の裏付けがない限り、擬制親族関係が定着することは困難と考えられる。

最後に指摘できるのは、中国王朝と擬制親族関係を結んだのは、中国王朝と匹敵、あるいは凌駕する北方・西方の諸勢力が中心であり、勃興期の金と高麗・後金と朝鮮（ともに兄弟関係）の事例を除き、朝鮮半島・日本列島には設定されていないことである。これは、突厥・吐蕃・回鶻など北方・西方の諸勢力と比べて、新羅・日本など東方の諸勢力は軍事的に大きく劣ることに加え、開元年間の契丹・奚（No.19）のように、外交戦略上の必要から中国王朝に優遇される機会も少ないことによると思われる。

## 第二節 擬制親族関係と名分関係

本節では、父子・兄弟など様々な形態をとる擬制親族関係が、それぞれどのような名分関係と対応しているかを検討していく。以下では順に、父子関係、兄弟関係、叔姪・伯姪関係、舅婿・舅甥関係について言及した上で、一旦結ばれた擬制親族関係が変化する事例についても分析していきたい。

### （1）父子関係

まず、父子関係について検討する。父子関係の特徴は、君臣関係を伴う事例が多く見られることに加え、君臣関係を伴わない場合でも父を上位に置いていることである。表1を参照すると、君臣関係を伴う父子関係はNo.18・20・21・22・42・44・53の七例が存在しており、君臣関係を伴わない場合でも、No.(36<sup>(11)</sup>・)46・49・54の三（四）例では父を上位とすることが確認できる。これらの事例は、石敬瑭が契丹の臣・子となり、契丹の援軍を得て後晋を建国して、その後上表称臣を免除され父子関係のみ存続したNo.42に代表されるように、両者の間に明確な上下関係が存在することを示している。

一方、例外と考えられるのはNo.16とNo.43である。No.16では、突厥第二帝国・默啜可汗が突厥優位の国際情勢を背景に、唐<sup>(12)</sup>に対して父子関係と自らの娘の唐室男子への入嫁を求めたが、唐は父子関係と武氏との婚姻のみを認めている。この場合の父子関係は、唐への王女入嫁と密接に関連するものではあるが、突厥が唐の下位に立つことを示すものとは考えられない<sup>(13)</sup>。またNo.43では、前述のNo.42で契丹への服属を強いられた後晋が、高祖から少帝への代替わりを機に対等志向を強め、父子関係を祖父一孫関係に改めて称臣を拒否しており、この場合の父子（祖父一孫）関係も上下関係を示すものではないと思われる。

### （2）兄弟関係

続いて、兄弟関係について検討する。兄弟関係は父子関係とは逆に、君臣関係を伴う事例はNo.03・09・14・23の四例のみであり、君臣関係以外で明確な上下関係を含む場合も、No.45（前掲G）で南唐が後周に対して「奉書」形式の外交文書<sup>(14)</sup>を送ったことに限られている。それ以外の事例では、南詔が唐に対して兄弟もしくは舅甥関係を求め、非君臣関係を主張したこと（No.32）が象徴的に示すように、君臣関係のような絶対的な上下関係が存在しない場合、または

君臣関係を拒否する場合に兄弟関係が提示されている。なお、個人間の擬制親族関係でも、兄弟関係は対等な同盟関係を示しており<sup>(15)</sup>、国家間の擬制親族関係とも対応していることは注目される。

一方、例外とみなされる五例のうち、前掲のNo.45や、皇帝号を自称しながら称臣するという特殊なNo.09の事例を除けば、高句麗—新羅間のNo.03・14、吐蕃—南詔間のNo.23のような、周辺諸勢力間で結ばれた兄弟関係が多数を占めることは注目される。このうちNo.03では高句麗を兄・新羅を弟とするが、弟は「東夷之寐錦（王）」とされ、兄から弟へ衣服が賜与されるなど、兄を君主の地位に置く関係となっている。また、No.14では新羅を兄・高句麗（小高句麗。金馬渚の安勝勢力）<sup>(16)</sup>を弟、No.23では吐蕃を兄・南詔を弟としているが、ともに兄が弟を冊立しており、No.23では金印も授与しているなど、明らかな君臣関係といえる。以上のように、周辺諸勢力間で結ばれた兄弟関係は、対等関係を中心とする中国王朝との兄弟関係とは異なり、君臣関係を伴うものと考えられる。

### （3）叔姪・伯姪関係

続いて、叔姪・伯姪関係について検討する。叔姪・伯姪関係が国家間関係として見えるのは五代以降であり、表1を参照すると、No.39・44・52・54の四例を確認することができる。このうち、No.44・52・54に関しては、いずれも伯叔を上位・姪を下位とする関係となっているが、外交文書はいずれも致書文書を使用しており、君臣関係は表明していない。また、No.39では、下位勢力の岐王李茂貞が上位勢力の後唐・荘宗の叔を主張しており、前三例とは異なる関係となっているが、前掲E・Fによれば、叔姪関係を提示した時点では李茂貞は後唐に上表称臣をしていないため、叔姪関係が君臣関係を伴わないという点では前三例と共通することが確認できる。

以上、（1）～（3）の検討結果をまとめると、父子関係（君臣関係ないし父を上位とする関係）、叔姪・伯姪関係（原則伯叔を上位とするが、君臣関係ではない）、兄弟関係（対等関係が基本）の順に上下関係が希薄となる、と結論付けることができる。

### （4）舅婿・舅甥関係

続いて、舅婿・舅甥関係について検討する。この関係は公主降嫁、もしくは周辺諸勢力の王女入嫁による親族関係の成立を前提とするものであり、国際関係において中国王朝の優位が保たれていた隋・唐前半期には、No.10・11のように君臣関係を伴う例が主体であるが、周辺諸勢力が中国王朝と匹敵する勢力を保持するようになると、No.17・28のように外甥が対等関係を主張したり、No.49のように外甥が舅の外交文書を座札で受け取る<sup>(17)</sup>など、上下関係が明確に表れない事例も出現している。これは、婚姻関係に伴う親族関係（擬制親族関係を含む）が、両者の力関係とは必ずしも一致しないことによるのであろう。

### （5）擬制親族関係の変化と名分関係

最後に、特殊な事例として、一旦結ばれた擬制親族関係が変化する場合を検討する。「はじめに」で述べたように、森田悌氏は擬制親族関係が国王の代替わりによって変化するを想定さ

れているが、表1を参照すると、親族関係の変化が生じる場合には、むしろ両国間の名分関係そのものが変化している事例が多いことが判明する。例えば、No.29（兄弟・非君臣→舅婿・君臣）、No.44（叔姪・非君臣→父子・君臣）、No.51（兄弟・非君臣→なし・君臣）、No.56（なし・君臣→兄弟・非君臣）などでは、名分関係の変化に伴い擬制親族関係も変化していることが確認できる。これは、（1）～（3）で確認したように、父子・兄弟・叔姪および伯姪関係が、それぞれ一定の名分関係と対応することとも関連しているのだが、さらに唐—突厥・吐蕃・回鶻関係（No.16・18・20・21／No.17・28／No.24・27・29）や、金—南宋関係（No.54）では、国王の代替わり後も同一の親族関係が継承されていることを考慮すれば、擬制親族関係はあくまで国家間の名分関係と連動するものであり、原則としては国王の代替わりによって変化することはないと考えられる。

ただし、帰義軍節度使（No.46）と契丹（No.36・41～44・47）の擬制親族関係では、前述の原則とは異なり、国王の代替わりで親族関係が変化する例も存在しており、親族関係と名分関係は必ずしも対応していない。このうち、帰義軍節度使の擬制親族関係については別の機会に論じている<sup>(18)</sup>ので、ここでは十～十一世紀の東アジア地域における重要勢力の一つである、契丹の擬制親族関係の問題を取り上げておきたい。

契丹の擬制親族関係については、聶崇岐・張國慶・毛利英介の三氏に言及があり、北宋との兄弟関係が皇帝の代替わりごとに伯姪や叔姪などに变化したことや、五代でも李晋・後唐・後晋との間で同様の变化が見られるとの指摘がなされてきた<sup>(19)</sup>。しかし、五代諸王朝との擬制親族関係を分析した毛利氏の説においては、北漢との父子関係が位置付けられていないことに加え、兄弟（対等）関係として始まる李晋・後唐との関係と、父子（君臣）関係として始まる後晋・北漢との関係を区別していないという問題がある。

そのため、本稿の見地から契丹の擬制親族関係を再構成するならば、契丹の李晋・後唐との擬制親族関係（No.36・41）は、後晋との擬制親族関係（No.42・43）に受け継がれず、契丹・耶律堯骨と後晋・石敬瑭との父子・君臣関係は、後唐を打倒するために新たに締結されたものと解釈しておきたい<sup>(20)</sup>。このように考えるならば、契丹と後晋の関係は後唐との延長ではなく、むしろ北漢との連続で理解できるようになり、擬制親族関係と名分関係の対応も、対唐・後梁（君臣）、対李晋・後唐（兄弟・対等）、対後晋・北漢（父子・君臣）、対北宋（兄弟・対等）と明確に提示できるようになる。さらに、対李晋・後唐や対北宋の兄弟関係では代替わりで擬制親族関係が変化するに関しても、前代（唐）とも後代（金）とも異なる、契丹を中心とする時代の特徴として位置付けることが可能であろう<sup>(21)</sup>。

## 第二章 日本—渤海間の擬制親族関係

### 第一節 日本による兄弟関係の提唱

本章では、前章で言及した東アジア地域における擬制親族関係をもとにして、日本—渤海間の擬制親族関係について検討する。まず本節では、次の史料から天平勝宝五年（753）に日本が提唱した兄弟関係を分析していきたい。

H 【『続日本紀』天平勝宝五年（753）六月丁丑条】<sup>(22)</sup>

慕施蒙等還国。賜璽書曰、天皇敬問渤海国王。朕以寡德、虔奉宝凶、亭毒黎民、照臨八極。王僻居海外、遠使入朝、丹心至明、深可嘉尚。但省來啓、無稱臣名。仍尋高麗旧記、国平之日、上表文云、族惟兄弟、義則君臣。或乞援兵、或賀踐祚。修朝聘之恒式、効忠款之懇誠。故先朝善其貞節、待以殊恩、榮命之隆、日新無絶。想所知之、何仮一二言也。由是先廻之後、既賜勅書。何其今歲之朝、重無上表。以礼進退、彼此共同、王熟思之。季夏甚熱、比無恙也。使人今還、指宣往意、并賜物如別。

Hは、第三次渤海使慕施蒙が帰国する際に日本が発給した慰勞詔書である。この慰勞詔書では、前回の慰勞詔書で日本は上表・称臣を要求したが、渤海は今回も王啓を送るのみで称臣していない<sup>(23)</sup>ため、『高麗旧記』<sup>(24)</sup>に見える上表文を引き、日本と高句麗が兄弟・君臣関係を結んでいたことを提示して、渤海も高句麗の継承国として日本に上表・称臣すべきことを伝えている。このように、日本は渤海に対して兄弟・君臣関係を提唱したのだが、一方で日本—新羅関係は悪化している<sup>(25)</sup>ことや、日本は新羅に対して擬制親族関係を表明していない<sup>(26)</sup>ことを考慮すれば、渤海に対する兄弟・君臣関係の提唱は、前章第一節B～D（No.44）で検討した契丹と北漢・後周の関係のように、日本が新羅より渤海を重視する軍事同盟的な意味も含んでいたと思われる<sup>(27)</sup>。

ここで注目すべき点は、日本が提唱した兄弟関係が君臣関係を伴うことである。前章第二節（2）で述べたように、中国王朝が関係する兄弟関係は対等関係が中心であるが、高句麗—新羅（No.03・14）、吐蕃—南詔（No.23）など、周辺諸勢力間では君臣関係を伴う兄弟関係が主体である。そのため、日本が提唱した兄弟・君臣関係も、朝鮮諸国など周辺諸勢力間の兄弟関係と密接に関連するものと考えられる。この点に関しては、事実として認めることはできないため表1には収録していないものの、百済と任那の間で上下関係を伴う兄弟関係が表明された事例が存在している。以下の史料を参照したい。

I 【『日本書紀』欽明天皇二年（541）七月条】<sup>(28)</sup>

百済聞安羅日本府与新羅通計、遣前部奈率鼻利莫古・奈率宣文・中部奈率木羽昧淳・紀臣奈率弥麻沙等（細字注略）、使于安羅、召到新羅任那執事、謨建任那。（中略）乃謂任那曰、昔我先祖速古王・貴首王、与故旱岐等、始約和親、式為兄弟。於是我以汝為子弟、汝以我為父兄。共事天皇、俱距強敵。（中略）故今追崇先世和親之好、敬順天皇詔勅之詞、拔取新羅所折之國南加羅・喙己吞等、還屬本貫、遷実任那、永作父兄、恒朝日本。（後略）

J 【『日本書紀』欽明天皇五年（544）十一月条】

（前略）聖明王謂之曰、任那之國、与吾百済、自古以來、約為子弟。今日本府印岐弥（細字注略）、既討新羅、更將伐我。又樂聽新羅虛誕謾語也。夫遣印岐弥於任那者、本非侵害其國（未詳）。往古來今、新羅無道。食言違信、而滅卓淳。股肱之國、欲快返悔。故遣召到、俱承恩詔、欲冀、興繼任那之國、猶如旧日、永為兄弟。（後略）

I・Jでは、継体二十六年（532）に新羅が加耶諸国の金官国を併合したことに對して、百済が任那復興の名目で「日本府」や加耶諸国を招集して、いわゆる「任那復興會議」<sup>(29)</sup>を開催しているが、その際に百済と任那は祖先より百済を父・兄、任那を弟・子とする兄弟関係を結び、

ともに日本へ臣事してきたことが語られている。もちろんこの記事は、『日本書紀』欽明紀にのみ見える「任那日本府」の記述を含んでいることや、百済が日本への臣事を表明していることから、『日本書紀』編纂時の潤色を考えなければならないが、少なくとも『日本書紀』編纂時の認識として、上下関係を含む兄弟関係という概念が存在していたということは、朝鮮諸国間や日本—渤海間の兄弟関係とも関連するものと考えられる。

## 第二節 渤海による舅甥関係の提唱

本節では、宝亀三年（772）に渤海が提唱した舅甥関係を分析していく。この舅甥関係の問題に関しては、渤海が表明した名分関係や日本側の反応も密接に関係しているため、まずは一連の渤海使に関する史料を列挙しておきたい。

K 【『続日本紀』宝亀二年（771）十二月癸酉条】（21日）

渤海使壹万福等入京。

L 【『続日本紀』宝亀三年（772）正月甲申条】（3日）

天皇臨軒、渤海国使青綬大夫壹万福等貢方物。（後略）

M 【『続日本紀』宝亀三年（772）正月丁酉条】（16日）

先是、責問渤海王表無礼於壹万福。是日、告壹万福等曰、万福等、实是渤海王使者。所上之表、豈違例無礼乎。由茲不収其表。万福等言、夫為臣之道、不違君命。是以不誤封函、輒用奉進。今為違例、返却表函、万福等实深憂慄。仍再拜拋地、而泣更申、君者彼此一也。臣等帰国、必宐有罪。今已參渡、在於聖朝、罪之輕重、無敢所避。（後略）

N 【『続日本紀』宝亀三年（772）正月庚子条】（19日）

却付渤海国信物於壹万福。

O 【『続日本紀』宝亀三年（772）正月丙午条】（25日）

（前略）渤海使壹万福等、改修表文、代王申謝。

P 【『続日本紀』宝亀三年（772）二月癸丑条】（2日）

（前略）是日、饗五位已上及渤海蕃客於朝堂、賜三種之樂。万福等入欲就座言上曰、所上表文、縁乖常例、返却表函并信物訖。而聖朝厚恩垂矜、万福等預於客例、加賜爵祿、不勝慶躍、奉拝闕庭。授大使壹万福從三位、副使正四位下、大判官正五位上、少判官正五位下、録事并訳語並從五位下、着緑品官已下各有差。賜國王美濃絁卅疋・絹卅疋・絲二百紵・調綿三百屯。大使壹万福已下、亦各有差。

Q 【『続日本紀』宝亀三年（772）二月己卯条】（28日）

賜渤海王書云、天皇敬問高麗國王。朕繼体承基、臨馭区宇、思覃德沢、寧濟蒼生。然則率土之浜、化有輯於同軌、普天之下、恩無隔於殊隣。昔高麗全盛時、其王高氏、祖宗奕世、介居瀛表、親如兄弟、義若君臣、帆海梯山、朝貢相統。逮乎季歲、高氏淪亡、自尔以来、音問寂絶。爰泊神龜四年、王之先考左金吾衛大將軍渤海郡王遣使來朝、始修職貢。先朝嘉其丹款、寵待優隆。王襲遺風、纂修前業、獻誠述職、不墜家声。今省來書、頓改父道、日下不注官品姓名、書尾虛陳天孫僭号。遠度王意、豈有是乎。近慮事勢、疑似錯誤。故仰有司、停其賓礼。但使人万福等、深悔前咎、代王申謝。朕矜遠來、聽其俊改、王悉此意、永念良因。又高氏之



世、兵乱無休、為假朝威、彼稱兄弟。方今大氏曾無事、故妄稱舅甥、於礼失矣。後歲之使、不可更然。若能改往自新、寔乃繼好無窮耳。春景漸和、想王佳也。今因廻使、指此示懷、并贈物如別。

この時の渤海使は宝亀二年（771）六月に來日、十二月二十一日に入京しており（K）、翌年正月三日の拝朝の儀で大使壺万福が方物を提出している（L）。しかし、この時に提出されたはずの外交文書についての記述は存在せず<sup>(30)</sup>、逆に十六日には渤海王の「表」が無礼として返却され（M）、続いて十九日に信物も返却される（N）など、渤海側の外交文書をめぐり日渤海間に対立が発生している。結局この問題は、二十五日に大使壺万福が渤海王に代わり「表」を書き直し謝罪することで落着いて（O）、二月二日には本来正月七日に行われるはずの宴会・叙位と王祿の賜与が行われ（P）、二月二十八日に慰勞詔書が発給されているが、日本は渤海に対して「日下不注官品姓名」・「書尾虚陳天孫僭号」の二点とともに、「妄稱舅甥」として渤海が舅甥関係を主張したことを非難している（Q）。

この時に問題となった外交文書に関しては、前掲Lでは提出した記録が削除されていること、M・Nでは外交文書・信物を返却して、Oでは大使に外交文書の書き直しをさせていること、そしてPでは問題発覚後に正月七日の外交儀礼が中止されていることから、日本が主張する兄弟・君臣関係とは相反する名分関係を提示したことは明白である。そのため、渤海が主張した舅甥関係についても、渤海が提示した名分関係の一環として位置付けることが必要と思われる。

ここで注目したいのは、前章で検討した通り、契丹や帰義軍節度使の事例を除けば、原則として擬制親族関係は国王の代替わりで変化しないこと、もし兄弟関係から変化するのであれば叔姪・伯姪関係となり、舅甥関係とはならない<sup>(31)</sup>ことである。これは、渤海の提唱した舅甥関係が、日本の提唱した兄弟関係を前提とはせず、渤海側から新しく提示された関係であることを示しているのだが、渤海が婚姻関係にない日本に対して舅甥関係を提唱した背景には、唐一吐蕃の舅甥関係（No.17・28）の影響を考えることができる。この点に関しては、やや時代が下る事例ではあるが、次の史料を参照したい。

R 【『資治通鑑』卷二五三、乾符六年（879）二月丙寅・己巳条】（No.32）

丙寅、雲虔至善闡城、驃信見大使抗礼、受副使已下拜。

己巳、驃信使慈雙羽・楊宗就館謂雲虔曰、貴府牒欲使驃信稱臣、奉表貢方物。驃信已遣人自西川入唐、与唐約為兄弟、不則舅甥。夫兄弟舅甥、書幣而已、何表貢之有。（後略）

Rでは、唐末に南詔が唐との兄弟または舅甥関係を求め、君臣関係を拒否したことが見えているのだが、その際南詔は「夫兄弟舅甥、書幣而已、何表貢之有」と主張しており、兄弟関係だけではなく、舅甥関係でも上表を伴わないとの認識がなされている。これは、同じく上表を伴わない唐一吐蕃の舅甥関係を前提としていることは明らかであるのだが、この唐一吐蕃の舅甥関係は東アジア地域にとどまらず、東部ユーラシア全体の国際関係を大きく規定していたことを考えるならば、南詔が求めた舅甥関係だけではなく、渤海が提示した舅甥関係も唐一吐蕃関係を前提としていたと考えるのが自然であろう。

それでは、日本一渤海間の舅甥関係ではどちらが舅とされたのであろうか。前述のように、渤海が唐一吐蕃関係を前提に舅甥関係を主張したのであれば、外甥は舅に上表する必要はないため、

渤海が日本に対する上表・称臣要求を拒否するだけであれば、渤海が舅として上位に立つ必要性は存在しない。しかし、前掲Qの慰勞詔書の記述から今回の渤海の外交文書を復元すると、この時に渤海が示した礼式は、日本—渤海関係全体を通じて最も渤海を上位に置いていることになり、名分関係の上でも注意すべき問題を含んでいる。

例えば、周知のように渤海の対日本外交文書は、上長に奉る「啓」という様式<sup>(32)</sup>を使用しており、前節Hの慰勞詔書でも「但省來啓」と記すように、日本も啓として認識していた。しかし、前掲Qでは同じ部分を「今省來書」と表現しており、日本はこの時の外交文書を啓とは認識していないことが判明する。ここに見える「書」という分類は、文人の別集には存在しているものの、特定の様式を示すものではなく、表明している礼式は不明である<sup>(33)</sup>ののだが、少なくとも啓よりも渤海の地位を高めていることは確実である<sup>(34)</sup>。

また、前掲Qの慰勞詔書では、日本は今回の外交文書が「書尾ニ虚シク天孫ノ僭号ヲ陳ブ」ものであることを非難しているが、「天孫」の号はすでに指摘されている通り、かつての大国高句麗を継承したという高句麗継承国意識を表明したもの<sup>(35)</sup>であり、渤海の自尊表現とみなすことができる。一方、「書尾」は『翰林学士院旧記』答蕃書并使紙及宝函等事例<sup>(36)</sup>に、「新羅・渤海書、頭云、勅某国、云王、著姓名。尾云、卿比平安好。遣書指不多及」とあることを参照すると、本文末尾の定型句の部分<sup>(37)</sup>を指すと思われるが、これは通常の手紙であれば「某白」・「某頓首」や「某再拜」とあるべき末尾の部分に「天孫」の号が記されていたことになり、明らかに渤海を上位に置く表現とすることができる。

そして、おそらく日本にとって最も問題となるのが、前掲Qの慰勞詔書で最初に非難されている「日下ニ官品姓名ヲ注サズ」という部分であろう。周知のように、表では日下に官品姓名を記した上で「臣」の字を加える必要があり<sup>(38)</sup>、啓も日下に官品姓名を記す<sup>(39)</sup>ことから、渤海が官品姓名を記していないのは明らかな薄礼である。このような日下に署名を行わない礼式に関しては、現存史料が日下の署名部分を省略している可能性を考慮すると、正確な分析を行うことは不可能ではあるが、どの程度の上下関係にまで日下に署名を行うかを検討することで、おおよその礼式を解明することが可能となる。まず、漢文書状の模範例文集である書儀<sup>(40)</sup>の規定として、以下の史料を参照したい。

#### S【北宋・司馬光『司馬氏書儀』卷一、与稍卑時候啓状条】

与稍卑時候啓状〈極卑止有手簡、及委曲無啓状。〉

某啓。〈時候如前。〉恭惟 某位、膺時納祐、罄無弗宜。〈月朔及非時起居、即云動止万福。〉某即日幸如宜、未由 展奉、惟冀 順時、善加 保愛、用慰遠懷、謹奉状不宣、謹狀。

月 日〈若有事素則云從表(ママ)〉粗銜姓 某 状上

某位〈若有事素、則云幾弟。〉

#### T【『書儀鏡』卷上、与同門書条】<sup>(41)</sup>

会為姻婭、得接顔色、間無金玉、無慰乃心。頗々恨々、秋季冷、惟 次姉姉夫〈姉妹云某郎。〉動静安祐、外甥等日惠。此某恒遣、不審何当復得申豁。但増延詠不遣、時及刀札、幸甚。因使不宣、謹狀。〈月日姓名状通。〉位姉夫。〈記室。〉謹空。 題如前。

Sは、北宋の例ではあるが、「平懷」<sup>(42)</sup>すなわち自らとほぼ同格の官人に対する啓の規定であ

り、日下に署名がなされることが見える。一方Tは、同門に与える書の例文であり、ここでは姉の夫が宛所となっているが、やはり日下に署名する規定である。したがって、対等またはこれに近い関係では日下署名を行うと想定できるのだが、これは書儀における日下署名の事例を示した表2の傾向とも共通しており、少なくとも同格以上の相手に対しては日下署名を行うものと考えられる。

また、この点は書状の実例でも確認が可能である。以下の史料を参照したい。

U 【『敦煌漢文文献』 P.3368piece1】

執別已久、思渴每深。季夏極熱、敬惟判官高友動止玠勝。即此慶元蒙、且得健。不審 人使之間、体気何似。惟順時保重、遠城所望、(中略) 因人使回還、不宣。□状。

□月十一日 押衛王慶元状

判官 <□下>

V 【唐・張敖『新集吉凶書儀』卷上、妻与夫条附載凡条】

凡言伏惟・謹空。<謂前人高大於己、即可言之。> 惟・後空。<謂平懷已下即可施之。> 敬惟・敬空。<謂前人卑於己者可施之。>

Uは、敦煌・帰義軍節度使の押衛王慶元から判官高友に宛てた書状であり、やはり日下署名がなされている。ここで両者の上下関係を検討すると、押衛は当初高位の軍将に付与されていたが、五代では吏職や下級軍将にも付与された<sup>(43)</sup> ため判断は難しく、使用している語句に注目すると、やや目下の相手に使用する「敬惟」・同格の相手に使用する「惟」(以上、Vの規定参照)・同格からやや目上の相手に使用する「不宣」<sup>(44)</sup> が混在しており、全体として大きな上下関係は表明されていない。そのため、両者の関係はほぼ対等とみなすことが可能であり、対等関係では日下署名がなされることを確認することができる。

以上の事例から、渤海が日本に提示した礼式を想定するならば、対等関係よりも渤海の地位を高めた、渤海上位の礼と判断することができる。したがって、渤海が提唱した舅甥関係では、渤海を舅・上位、日本を外甥・下位に置いていたと考えられるが、このように想定すれば、前掲K～Qや、「国書開封権(外交文書調査権)」の問題に代表される日本側の厳格な対応も、渤海に上表・称臣を求めていたはずが、逆に渤海上位の礼式を提示され、「東夷の小帝国」としての面目を潰してしまったことによると解釈することができる。

では、なぜ宝龜三年(772)の時点で、渤海は日本に対して自国上位の礼式を提示したのであろうか。これに関しては、前回天平宝字六年(762)の遣日本使が出発して以降<sup>(45)</sup>、渤海王大欽茂は渤海郡王から渤海国王に進爵し、続いて大暦年間には司空・太尉に昇進する<sup>(46)</sup> など、官職上で渤海が新羅の上位を占めたことが注目される。渤海が日本に対して自国上位の礼式を提示した理由は、このような渤海の地位上昇を背景とした自国中心の国際秩序の展開を考えることができるであろう。

おわりに

本稿では、東アジア地域における擬制親族関係から日本―渤海間の兄弟・舅甥関係について検

討して、以下の結論を得た。第一に、日本が提唱した兄弟関係は、朝鮮諸国など周辺諸勢力間の兄弟関係と同様に君臣関係を伴うものであり、原則対等関係である中国王朝との兄弟関係とは異なるものである。第二に、渤海が提唱した舅甥関係は、唐—吐蕃間の舅甥関係を背景とするものであり、渤海を舅・上位、日本を外甥・下位としたことから、日本はこれに激しく反発している。このような日本・渤海双方が提唱した擬制親族関係は、ともに相手側が拒否したため成立はしていないのだが、日本—渤海関係では延暦年間には相互の妥協が成立して、両国の関係は日本を上位としながらも上表は行わない、「非君臣上下関係」とも言うべき形式で安定化することになる<sup>(47)</sup>。

本稿を終えるにあたり、これまで検討してきた擬制親族関係の視点から、「古代東アジア世界」という枠組が抱える問題点や可能性について提言しておきたい。本稿で扱った擬制親族関係は、中国王朝を中心とする外交関係としては北方・西方の諸勢力が主たる対象であり、東方の新羅・日本などは対象外とされる一方で、朝鮮諸国間や日本—渤海間では、君臣関係を伴う兄弟関係という特殊な擬制親族関係が存在するなど、主に日本・中国・朝鮮を中心とする「東アジア世界」とは異なる枠組で考えられることが注目される。

このうち、より広い枠組としては、擬制親族関係の広がりに対応した、北方・西方の諸勢力を含めた地域設定が可能であり、東アジア地域や東部ユーラシアの外交関係全体を概観するには欠かせない視点といえるが、擬制親族関係が原則存在しないなどの「東アジア世界」の歴史的特徴に関しても、北方・西方との対比を行うことで正しく理解できるようになると思われる。また、より狭い枠組としては、特殊な擬制親族関係が存在する日本と朝鮮という地域設定が可能であるが、近年、朝鮮半島の木簡<sup>(48)</sup>や角筆文献<sup>(49)</sup>などの面から、これまで西嶋定生氏の「冊封体制」論・「東アジア世界」論で説明されてきた、日本における律令制・漢字文化の導入という問題が見直されていることをふまえれば、今後重要な視点となるものと思われる。ただし、このような日本・朝鮮の歴史的特徴に関しても、同様により広い枠組である中国を視野に入れることで正しく理解できることを考えるならば、今後「古代東アジア世界」という枠組の新たな可能性を開いていくためには、「東アジア世界」を「日本・日本史を語るための唯一の枠組」にすることなく、前述のような複数の枠組を併用して、より広い視点から考えることが必要になるのではないだろうか。

## 註

- (1) 森田悌「日本・渤海の兄弟・舅甥関係」(同『日本古代の政治と宗教』雄山閣出版、一九九七。初出一九九五)。
- (2) 石井正敏「日本・渤海間の名分関係 —舅甥問題を中心に—」(佐藤信編『日本と渤海の古代史』山川出版社、二〇〇三)。
- (3) 石井正敏「日本・渤海間の名分関係」(注2 前掲) 105~106頁。
- (4) 西周以降、春秋・戦国時代の兄弟の国・舅甥の国については、谷秀樹「前漢代兄弟国関係考 —漢代擬制親族関係の類型として—」(『立命館史学』一七、一九九六) 35~40頁参照。
- (5) 前漢の兄弟関係については、谷秀樹「前漢代兄弟国関係考」(注4 前掲) 20~25頁参照。
- (6) 岸本美緒・宮嶋博史『世界の歴史—二 明清と李朝の時代』(中央公論社、一九九八) 254頁参照。

- (7) 中国における個人間の擬制親族関係については、谷川道雄「北朝末～五代の義兄弟結合について」(『東洋史研究』三九一二、一九八〇)、谷秀樹「前漢代兄弟国関係考」(注4前掲)・「漢代仮父子・義兄弟結合考」(『立命館文学』五五九、一九九九)参照。
- (8) 中国正史のテキストは中華書局本を使用した。なお、〈〉は細字部分、()は筆者注である。以下の引用部も同じ。
- (9) 『資治通鑑』のテキストは中華書局本を使用した。
- (10) 毛利英介「澶淵の盟の歴史的背景 一雲中の会盟から澶淵の盟へ」(『史林』八九一三、二〇〇六)95～98頁参照。
- (11) No.36に関しては、後述のように契丹の擬制親族関係が代替わりで変化することから、例外としてみなすべきではあるが、ここでは李存勗が耶律阿保機に兵を借りるという状況を考慮して、一応父を上位とする中に含めている。
- (12) この時点では武则天が即位しており、国号も「周」となっているが、混乱を避けるためと、黙啜可汗があくまで李氏への入嫁を求め、武氏との婚姻を拒否したことから、「唐」と表現している。
- (13) なお、藤野月子「唐代の和蕃公主をめぐる諸問題について」(『九州大学東洋史論集』三四、二〇〇六)114頁の、「中原王朝は自らの勢力が周辺諸国と比較して弱体である際、周辺諸国の王女を娶り、逆の状況では、周辺諸国へ公主を降嫁する傾向にあったといえるであろう」という指摘も参考になる。
- (14) 「奉書」形式の外交文書に関しては、船田善之「日本宛外交文書からみた大モンゴル国の文書形式の展開 一冒頭定型句の過渡期的表現を中心に」(『史淵』一四六、二〇〇九)5～8頁に言及がある。用例の悉皆調査を経ない限り、どの程度の上下関係を示していたかは不明とせざるを得ないが、北宋・范仲淹の『范文正公集』(四部叢刊初編本)巻九、答趙元昊書では、冒頭が「正月日、具位某謹脩誠意奉書于夏国大王」となっており、范仲淹から西夏・李元昊に「奉書」形式の書状が出されているので、少なくとも宛所を上位とすることは確認できる。
- (15) 谷川道雄「北朝末～五代の義兄弟結合について」、谷秀樹「漢代仮父子・義兄弟結合考」(ともに注7前掲)参照。
- (16) 小高句麗国(金馬渚の安勝勢力)に関しては、村上四男「新羅と小高句麗国」(『朝鮮学報』三七・三八、一九六六)、盧泰敦「対渤海日本国書における『高麗旧記』について—その実態と古代の高句麗と日本との関係—」(『アジア公論』一五一一二、一九八六。原載『迎太燮博士華甲記念史学論叢』ソウル、三英社、一九八六)参照。
- (17) 『大唐開元礼』巻二九、嘉礼、皇帝遣使詣蕃宣勞儀では、唐の外交文書を授与する際には蕃国王は立礼で使者を迎えており、逆に同書巻七九、賓礼、皇帝受蕃国表及幣儀では、唐皇帝は座礼で蕃国主からの表を受け取る規定になっている。石見清裕「外国使節の皇帝謁見儀礼復元」(同『唐の北方問題と国際秩序』汲古書院、一九九八)・「唐の国書授与儀礼について」(『東洋史研究』五七一二、一九九八)参照。
- (18) 拙稿「古代東アジア地域の外交秩序と書状 一非君臣関係の外交文書について」(『歴史評論』六八六、二〇〇七)第三章(102～105頁)参照。
- (19) 聶崇岐「宋遼交聘考」(同『宋史叢考』下、中華書局、一九八〇。初出一九四〇)、張國慶「遼代契丹皇帝与五代・北宋諸帝王的“結義”」(『史学月刊』一九九二年第六期)、毛利英介「澶淵の盟の歴史的背景」(注10前掲)。
- (20) 毛利英介氏は、石敬瑭が李嗣源(後唐・明宗)の娘婿であることに注目され、石敬瑭が李嗣源の子に準じる立場から、李嗣源と兄弟関係にあった耶律堯骨に対して父子関係を表明したと解されているが、(同「澶淵の盟の歴史的背景」[注10前掲])石敬瑭は耶律堯骨に対して臣を称しており、この点は耶律阿保機と李克用・李存勗父子との関係と決定的に異なっているため、本稿では後唐と後晋を区別して提示した。
- (21) この点は毛利英介氏による、澶淵の盟に代表される北宋—契丹関係の諸要素(ここでは擬制親族関係)が、

耶律阿保機と李克用が結んだ雲中の会盟に遡るという指摘を裏付けるものである。毛利英介「瀋淵の盟の歴史的背景」（注10前掲）参照。なお、なぜ契丹の擬親族関係が代替わりで変化をするのかという問題に関しては、現在の所は不明とせざるを得ないが、当時の国際関係が契丹主導で展開されたことから、契丹固有の風習が反映された可能性を考える必要があろう。

- (22) 『続日本紀』のテキストは新日本古典文学大系本を使用した。
- (23) 石井正敏「日本・渤海間の名分関係」（注2前掲）93頁では、Hの当該部分について「臣ノ名ヲ称スルコトナシ」と、「臣・名ヲ称スルコトナシ」とする二通りの読みを提示されている。両者ともに読みとしては可能であるが、第二節で検討する宝亀三年（772）の渤海国書の一件をふまえるならば、前者の読みが自然であろうと思われる。
- (24) 『高麗旧記』に関しては、盧泰敦「対渤海日本国書における『高麗旧記』について」（注16前掲）参照。
- (25) 濱田耕策「聖徳王代の政治と外交 一通文博士と倭典をめぐって」・「中代・下代の内政と対日本外交—外交形式と交易をめぐって—」（ともに同『新羅国史の研究 一東アジア史の視点から—』吉川弘文館、二〇〇二。初出一九七九・八三）、古畑徹「日渤交渉開始期の東アジア情勢 一渤海対日通交開始要因の再検討—」（『朝鮮史研究会論文集』二三、一九八六）など。
- (26) 『続日本紀』大宝三年（703）閏四月辛酉条では、新羅使に対して「其蕃君雖居異域、至於覆育、允同愛子」との詔が宣られたことが見えるが、これは君臣関係を父子関係に喩える一般的な表現であるので、父子関係とは即断できない。
- (27) この視点からすれば、Hに「或乞援兵、或賀踐祚」とあることや、後掲Qに「又高氏之世、兵乱無休、為仮朝威、彼稱兄弟。方今大氏曾無事、故妄稱舅甥、於礼失矣」とあることが注目される。
- (28) 『日本書紀』のテキストは日本古典文学大系本を使用した。
- (29) いわゆる「任那復興会議」、および新羅・百済による加耶諸国併合と「任那日本府」の問題に関しては、鈴木英夫「加耶・百済と倭 一『任那日本府』論一」・「六世紀初頭の安羅と倭国 一最初の『任那日本府』印支彌の時代一」（ともに同『古代の倭国と朝鮮諸国』青木書店、一九九六。初出は順に一九八七・九三）参照。
- (30) これは、日本側の意に沿わないものであったため、削除されたものと思われる。
- (31) なお、日本では兄弟の男子を「甥」と称しており、父系でも舅甥関係が成立し得るのだが、渤海も同様であったかは不明である上に、中国的な教養を前提とする外交文書において、独自の親族用法が表明される可能性は低い。そのため、日本での用法を論拠にして兄弟関係から舅甥関係への変化を想定することは難しいであろう。
- (32) 渤海王啓に関しては、石井正敏「神亀四年、渤海の日本通交開始とその事情 一第一回渤海国書の検討—」（同『日本渤海関係史の研究』吉川弘文館、二〇〇一。初出一九七五）参照。
- (33) 例えば、『文苑英華』卷六六七～六九三で「書」と分類されている文章は、皇帝に提出されるものもある反面、卷六八七には従弟・表弟・弟に与えたものも存在している。
- (34) 可能性として想定できる様式は、王が使用する下達文書の「教」、唐太宗・李世民が秦王時代に使用した下達文書の「告」、そして致書文書などである。
- (35) この点も含めて、渤海の設定した国際秩序に関しては、酒寄雅志「華夷思想の諸相」（同『渤海と古代の日本』校倉書房、二〇〇一。初出一九九三）447～450頁参照。
- (36) 『翰林学院旧規』に関しては、土肥義和「敦煌発見唐・回鶻間交易関係漢文書断簡考」（栗原益男先生古稀記念論集編集委員会編『中国古代の法と社会』汲古書院、一九八八）407～411頁、金子修一「唐代国際関係における日本の位置」（同『隋唐の国際秩序と東アジア』名著刊行会、二〇〇一。初出一九九八）250～255頁参照。
- (37) 「遣書指不多及」は、開元年間以降の唐の慰勞詔書・論事勅書の末尾にはほぼ毎回登場する慣用句である。中

野高行「慰勞詔書の『結語』の変遷」(同『日本古代の外交制度史』岩田書院、二〇〇八。初出一九八五) 参照。

- (38) 『敦煌漢文文献』P.6537V、鄭余慶撰『大唐新定吉凶書儀』諸色牋表第五、賀冬表条など参照。
- (39) 唐・鄭余慶『大唐新定吉凶書儀』寮属起居第六、起居啓条(九世紀の渤海対日本外交文書の手本とされる規定)には、「孟春猶寒、伏惟 官位、尊体動止万福。即日某蒙恩。限以卑守、不獲拜伏、下〔情〕無任惶懼。謹奉啓起居不宣。謹啓。某月某日具官〔銜〕姓名啓」とある。また、前掲Qには「爰泊神龜四年、王之先考左金吾衛大將軍渤海郡王遣使來朝」という表現があるが、これは、第一回渤海使が持参した渤海王啓に記されていた、武王・大武芸の目下署名と考えることができる。
- (40) 書儀に関しては、拙稿「書儀と外交文書 ―古代東アジアの外交関係解明のために―」(『続日本紀研究』三六〇、二〇〇六) 参照。
- (41) 敦煌文献書儀のテキストは、趙和平『敦煌写本書儀研究』(台北、新文豊出版公司、一九九三)を使用した。後掲Vも同様。
- (42) Sは「与稍卑時候啓状」との題名を有するが、『司馬氏書儀』には「上尊官時候啓状」・「上稍尊時候啓状」の規定のみを存し、「与平懷時候啓状」の規定を欠いていることや、宛所の「某位」の下の双行の「則云幾弟」という部分が、「上稍尊時候啓状」では「則云從表弟」、「上尊官時候啓状」では「則云從表姪」とあることから、Sは平懷に対する規定と考えるべきであろう。
- (43) 押銜に関しては、渡辺孝「唐・五代の藩鎮における押銜について(上)(下)」(『社会文化史学』二八・三〇、一九九一・九三) 参照。
- (44) 拙稿「書儀と外交文書」(注40前掲)第二章(2) 参照。
- (45) 大欽茂の渤海国王進爵の時点に関しては、古畑徹「渤海王大欽茂の『国王』進爵と第六次渤海使 ―渤海使王新福による安史の乱情報の検討を中心に―」(『集刊東洋学』一〇〇、二〇〇八) 参照。
- (46) なお、古畑徹氏はこの司空・太尉昇進に徳宗即位時の褒封の可能性を想定しておられるが、貞元十四年(798)・同二十一年(805)・元和元年(806)の叙任では、渤海王に対して三師三公を一度に複数叙してはいないので、司空・太尉叙任のうち一回は徳宗即位時としても、大暦年間(766~779)にさらに一回の叙任を想定することができる。
- (47) 拙稿「日本の対新羅・渤海名分関係の検討 ―『書儀』の礼式を参照して―」(『史学雑誌』一一六―三、二〇〇七)。
- (48) 朝鮮半島の木簡と日本律令制の関係については、李成市『東アジア文化圏の形成』(山川出版社、世界史リブレット七、二〇〇〇) 61~70頁、および橋本繁「韓国木簡研究の現在」(『歴史評論』七一五、二〇〇九) 参照。
- (49) 角筆文献および関連する漢文訓読法における新羅の影響に関しては、小林芳規「日本の經典訓読の源流 ―助詞イを手掛りに―」(『汲古』五五、二〇〇九) 参照。

付記 本稿は平成21年度科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による研究成果の一部である。

表1 4～13世紀東アジアの擬制親族関係

【南北朝時代】

No.	関係国など	関係	内 容	参考文献
01	後趙一代国	兄弟	319、石勒、趙王を自称し後趙を創始して、代国（のち北魏）の平文帝との <b>兄弟関係</b> を求めるが、平文帝は使者を斬り断交する（魏書9頁）	
02	代国—前燕	兄弟	384-391? 北魏太祖・道武帝、王儀を後燕の初代・慕容垂に派遣。慕容垂、道武帝自らが来ない理由を問うが、王儀は「乃相受晋正朔、爵稱代王、東与燕世為兄弟。儀之奉命、理謂非失」と回答、代国と前燕の代々の <b>兄弟関係</b> を提示。なお、代国と前燕は代々通婚関係にあった（魏書370頁）	藤野09
03	高句麗—新羅	兄弟	480? 高句麗中原碑に「五月中、高麗太王相王公□新羅寐錦、世世為 <b>願如兄弟</b> 、上下相和守天、東夷之寐錦……賜寐錦之衣服……」とあり、高句麗を <b>兄</b> ・上位、新羅を <b>弟</b> ・下位とする関係が見える（武田13～20頁）	武田
04	北魏—柔然	兄弟?	518、北魏、柔然の使者を迎えるにあたり、漢の匈奴に対する故事を採用する。司農少卿張倫、「今虜雖慕德而來、亦欲觀我強弱。若使王人銜命虜庭、与為 <b>昆弟</b> 、恐非祖宗之意也」として、詔勅の使用で上下関係を明示することを求めるが、認められず。なお、匈奴は呼韓邪単于入朝時には称臣しているため、ここでいう故事とは武帝期以前（ <b>兄弟関係</b> ）を指すか（通鑑4634頁）	内田
05	突厥—北齊・北周	舅婚	572、突厥・他鉢可汗、北齊・北周両国を「但使我在 <b>南兩箇兒</b> 孝顺、何憂無物邪」と兄（娘婿）扱いする。護氏は正式な名分関係ではないとするが、突厥から北周武帝に阿史那皇后が一方的に嫁されている（北周が千金公主を嫁したのは北齊滅亡後）ことからすれば、婚姻を通じた正式な関係と考える余地もあるか（通鑑5314頁・周書911頁）	護・藤野08
06	楊忠・楊堅— 司馬消難	兄弟・ 叔姪	北周の臣楊忠、北齊から亡命した司馬消難と <b>兄弟の約</b> を結ぶ。楊忠の子楊堅（のち隋・文帝）、司馬消難に <b>叔礼</b> で事える。楊堅が北周を滅ぼすと司馬消難は対抗して挙兵するが、敗れて陳へ亡命（北史1949頁）	

【隋・唐の全盛期】

No.	関係国など	関係	内 容	参考文献
07	隋—突厥	舅婚	583、突厥東西分裂。584、隋・文帝と東突厥・沙鉢略可汗、致書文書を交換する。隋使長孫晟、沙鉢略可汗の妻・千金公主が楊氏を賜り、文帝の娘として大義公主に冊立されたことを理由に、沙鉢略可汗に <b>女婿の礼</b> を要求。沙鉢略可汗、起立して書を拝する。585、東突厥の内部分裂が激化すると、沙鉢略可汗は上表称臣する（隋書1868～1870頁）	護
08	唐—魏（李密）	兄弟	617、李密は唐高祖・李淵とともに隋を滅ぼそうと、「与兄派流雖異、根系本同」とする書を送り、李淵を兄とする <b>兄弟関係</b> を表明。618、李密は李淵からの書を北面拝受する（通鑑5742・5799頁）	
09	唐—涼（李軌）	従兄弟	618、唐高祖・李淵は蘭州の薛舉攻略のため、涼州の李軌を「 <b>従弟</b> 」と称す書を送り、のち涼王に封じる。619、李軌は後梁の例により「 <b>皇従弟大涼皇帝</b> 李軌」との書を李淵に送り、李淵の官を受けないことを表明するが、認められずに滅ぼされる（通鑑5806・5840頁）	
10	唐—突厥（I）	兄弟/ 舅婚	突厥・突利可汗、大可汗頡利と対立、唐・秦王（のち太宗）と <b>兄弟の盟</b> を結ぶ。626以後、鉄勒諸部・薛延陀などが頡利可汗から離反。629、頡利可汗は唐に <b>称臣婿礼</b> して公主降嫁を求めるが拒否され、630、突厥第一帝国は滅亡する（旧5156～5159頁）	護
11	唐—吐蕃（I）	舅婚	641、唐は吐蕃贊普（王）ソングェン・ガンボ（本来はその子クンソン・クンツェン）に文成公主を降嫁し、ソングェン・ガンボ、唐使に <b>子婿の礼</b> をとり上表する（旧5221頁）	佐藤・金子
12	唐—薛延陀	舅婚	642、薛延陀・真珠毗伽可汗、唐・太宗に公主降嫁を求め、一度は認可されるが、その後唐に「 <b>大国子婿</b> 」として強化することを警戒され拒否される（旧5345～5346頁）	護
13	新羅—百濟（唐）	兄弟	665、唐は前百濟太子扶余隆を熊津都督とし、新羅王金法敏と <b>兄弟の盟</b> を結ばせ和解させる（冊3922頁）	
14	新羅—高句麗	兄弟	670、新羅は高句麗貴族の安勝を金馬渚に移して高句麗王に冊封。冊文中で「永為隣国、事同昆弟」と <b>兄弟関係</b> を表明する（三国82頁）	
15	吐蕃—吐谷渾	舅甥	670ごろ、高宗は吐谷渾と吐蕃は <b>舅甥の国</b> と発言。チベット語史料でも、ソングェン・ガンボの吐谷渾攻撃によって新たに擁立された吐谷渾王を、「 <b>ボン</b> アシャの王……マガトヨゴンカガン」（甥であり、チベット支配下の吐谷渾部族の王……莫何川〔本来の吐谷渾王庭〕を本拠とする吐谷渾可汗）とする（新6076頁・佐藤255～261頁）	佐藤

【唐の全盛期以後安史の乱まで】

No.	関係国など	関係	内 容	参考文献
16	唐—突厥（II）	父子	696、突厥第二帝国・默啜可汗、則天武后の <b>子</b> となることと、自分の娘を唐室男子に嫁すことを求め、 <b>父子関係</b> と武氏との婚姻のみ認められる。703、再度娘を皇太子の子に嫁すことを求めるが、実現せず。事実上の敵国関係（旧5168～5170頁）	護・藤野06



17	唐—吐蕃（Ⅱ）	舅甥	710、唐は吐蕃賛普チデソクツェン（本来はその父チドゥソン）に中宗の養女金城公主を降嫁する。以後吐蕃は唐との舅甥関係を主張して対等関係を求める。なお、金城公主は玄宗を兄と呼んでいることに注意（旧5226～5228頁、冊3922・3906頁）	佐藤・金子
18	唐—突厥（Ⅲ）	父子・舅婚	711-714、突厥・黙啜可汗、配下諸族の反乱のため、連年唐の公主降嫁を求める。その過程で、唐の冠服を着て称臣し、玄宗を「 <b>府君皇帝</b> 」と呼ぶが、降嫁は実現せず、以後唐と交戦する（通鑑6669頁・冊3906頁）	護・金子
19	唐—契丹・奚	舅婚	716、突厥・黙啜可汗の死後、契丹王李失活・奚王李大酺来降。唐、これを松漠郡王・饒楽郡王に冊封。717、契丹王李失活に永楽公主、奚王李大酺に固安公主を降嫁、突厥を牽制する（旧5351・5355頁）	護・金子
20	唐—突厥（Ⅳ）	父子・舅婚	721、突厥・毗伽可汗、玄宗の子となることを求め、許可される。さらに公主降嫁を求めるが拒否される。724-725、毗伽可汗は再度公主降嫁を求めるが、突厥の強大化を恐れた玄宗に拒否される。734、西域情勢もありようやく公主降嫁が認められるが、同年毗伽可汗は毒殺される。なお、その際の玄宗の廃朝勅書には、「 <b>嘗以臣子事</b> 」とあり（旧5175～5177頁）	護・金子
21	唐—突厥（Ⅴ）	父子	突厥・登里可汗即位し、736、玄宗は論事勅書で突厥との父子関係を表明。740、登里可汗は内紛のため唐に上表して冊立を受けるが、744、突厥第二帝国は崩壊する（曲64頁・旧5177頁）	護・金子
22	唐—突騎施	父子	735、唐・玄宗、突騎施・毗伽可汗に「自爾以後、二十余年、情義相親、 <b>結為父子</b> 」とする外交文書を送る。中央アジアに進出した大食（ウマイヤ朝イスラム）や吐蕃に対抗するための父子関係とみられる。738にも玄宗は「朕与可汗、 <b>結為父子</b> 」とする外交文書を送るが、同年、突騎施・毗伽可汗が殺され、突騎施は分裂する（曲65～66頁・冊3913頁）	薛
23	吐蕃—南詔	兄弟	750、南詔は吐蕃と結んで唐と交戦。752、吐蕃は南詔を <b>贊普鐘（吐蕃王の弟）</b> に冊立。南詔、吐蕃に臣事し、金印を授けられ、東帝と号する。以後、南詔は吐蕃の対唐軍事作戦に動員される（旧5280～5281頁）	藤澤

#### 【安史の乱以後】

No.	関係国など	関係	内 容	参考文献
24	唐—回鶻（Ⅰ）	兄弟	757、安史の乱平定のために、唐・元帥広平王（のち代宗）は自らを <b>兄</b> ・回鶻の葉護を <b>弟</b> とする <b>兄弟関係</b> を結び、長安・洛陽を回復。同じころ唐皇帝と回鶻可汗も <b>兄弟関係</b> を結ぶ（旧5198頁）	羽田・金子
25	唐—回鶻（Ⅱ）	舅婚	758、唐は回鶻に寧国公主を降嫁、唐使関中王瑒は回鶻可汗に <b>子婿の礼</b> を要求、詔書を起立拜受させる（旧5200～5201頁）	羽田
26	安慶緒—史思明	兄弟	759、唐將郭子儀は安慶緒を鄴に包囲するが、史思明の攻撃を受け敗れる。安慶緒、史思明に上表称臣するが、史思明は逆に「願為 <b>兄弟之国</b> ……北面之礼、固不敢受」との書を送り表を返却。安慶緒、史思明との盟に赴くが、史思明は安慶緒を殺し大燕皇帝を自称する（通鑑7071頁）	
27	唐—回鶻（Ⅲ）	兄弟	762、回鶻・牟羽可汗、自らが代宗の <b>弟</b> であることを理由に、 <b>兄の子</b> たる唐・元帥雍王（のち徳宗）に舞踏を要求し失敗するが、雍王の近臣を撲殺する（旧5203頁）	羽田
28	唐—吐蕃（Ⅲ）	舅甥	781、吐蕃は唐との舅甥関係を主張して臣礼を拒否、李希烈を擁護する唐はこれを認め、783、対等関係で建中会盟を成立させる。しかし李希烈が乱発後は再び対立して、唐は回鶻・南詔と反吐蕃同盟を形成、吐蕃の勢力は封じ込まれる。822、長慶会盟が成立、以降両国の戦闘は停止する（旧5246～5248・5263～5265頁、通鑑7501～7505頁）	佐藤
29	唐—回鶻（Ⅳ）	兄弟／舅婚	787、唐は宰相李泌の策に従い、回鶻・天親可汗に咸安公主降嫁を決定。「皇帝敬問可汗弟」で始まる慰勞詔書を送り、上表を求める。天親可汗は上表称臣して <b>兄弟関係</b> を廃し、徳宗の <b>子婿</b> を称する（陸65～66頁、旧5208頁）	羽田・金子
30	唐—回鶻（Ⅴ）	舅婚	821、唐は回鶻・崇徳可汗に太和公主を降嫁。崇徳可汗、兵甲を陳ねて自らの起立答拜を拒否するが、副使殷侗は可汗が唐の <b>子婿</b> であることを理由に、可汗への拜礼を拒否して対抗する。なお、841、回鶻滅亡直前には、唐は「回鶻歴代姻親、久修臣礼」と表明する（「久修」は文飾か）（旧4320頁・唐詔令641頁）	羽田・金子
31	唐—黠戛斯	同族？	843、黠戛斯、唐に冊立を求める。武宗、冊立後に黠戛斯が臣礼をとらないことを懸念する。宰相李徳裕、黠戛斯に回鶻同様の <b>子孫の礼</b> をとらせることを提案するが、結局生前に冊立はされず（通鑑7974頁）	金子・中島
32	唐—南詔	兄弟・舅甥	846、吐蕃賛普が暗殺され吐蕃が分裂すると、唐は順次南詔重視政策を転換。859、南詔は対抗して称帝し、唐への攻撃を開始。876、西川節度使高駢が南詔への公主降嫁を奏請。879、南詔、唐との <b>兄弟もしくは舅甥関係</b> を求め、非君臣関係を主張。880、唐は詔して和親と不称臣を許す。唐末の『翰林学士院旧規』に「皇帝舅敬問驃信 <b>外甥</b> 」とあるのはこれと関連する（通鑑8185・8211～8212・8228頁、旧規3371頁）	金子・石井・藤野06・林
33	唐—甘州回鶻	舅甥	光化年間（898-901）、唐は甘州回鶻可汗を冊立し、公主を降嫁して舅甥関係となる。唐末の『翰林学士院旧規』に「皇帝舅敬問回鶻天睦可汗 <b>外甥</b> 」とあるのはこれと関連する（旧規3371頁）	森安・土肥

【唐末・五代】

No.	関係国など	関係	内 容	参考文献
34	朱全忠—羅弘信	兄弟	乾寧中(894-898)、魏博節度使羅弘信は李克用と対立、朱全忠と結ぶ。朱全忠、羅弘信の使を北面して迎え、「六兄比予有倍年之長、兄弟之國、安得以常鄰遇之」と語る(旧4691頁)	
35	朱全忠—李茂貞	兄弟	902、唐・昭宗は遣使して朱全忠に李氏を賜い、岐王李茂貞と兄弟の約を結ばせ和解させようとするが、朱全忠は拒否する(通鑑8567頁)	
36	契丹—李晋・後唐(Ⅰ)	兄弟・父子	905、雲中の会盟で年長の李晋・李克用を兄、契丹・耶律阿保機を弟とする盟約が成立。908、李克用の死後、耶律阿保機は李克用の子・李存勗を「子」と称し、別の機会に李存勗は阿保機の妻・述律皇后を「叔母」と称する(旧51828頁・遼史1199頁)	中西・毛利・張
37	後梁—契丹	舅甥	907、契丹は後梁に上表称臣し冊封を求める。後梁、ともに李晋を滅ぼし、その後封冊して甥舅の国となる(公主降嫁を行う)ことを約す(新5887頁)	毛利
38	後梁—前蜀	兄弟	912、前蜀が岐と交戦すると、後梁は前蜀に対して前蜀・王建を兄、後梁・朱全忠を弟とする致書文書を送り、前蜀も致書文書で答える(十国516~518頁・全蜀743~747頁)	中西・拙稿08
39	後唐—岐	兄弟・叔姪	923、岐王李茂貞、かつて李克用とともに唐から李氏を賜姓されたことにより、後唐に対して先代李克用の兄弟かつ当代李存勗の季父たることを主張。924、李茂貞はこれを撤回して後唐に上表称臣する(通鑑8905・8912頁)	中西
40	後百濟—高麗	兄弟／尚父	925、後百濟・甄萱、高麗太祖・王建と和議。甄萱が10才年上のため、王建は甄萱を「尚父」と称す。927-928、吳越使到来の件で交換された書状は対等関係である(高麗史16~19頁)	
41	契丹—後唐(Ⅱ)	兄弟	926、阿保機・李存勗の死後は、耶律堯骨と李嗣源が兄弟となり、年齢の順により李嗣源が兄となる。のち、耶律堯骨は李嗣源の妻・王淑妃を「嫂」と称して拝礼する(通鑑9142~9143・9346頁)	毛利
42	契丹—後晋(Ⅰ)	父子	936、李嗣源の女婿石敬瑭、自らを子、耶律堯骨を父と称し、契丹の援軍を得て後唐を打倒、後晋建国。石敬瑭、耶律堯骨に上表称臣し、「父皇帝」と称す。のち石敬瑭は上表称臣を免ぜられ、耶律堯骨に家人の礼で「兒皇帝」と称される。(旧5667・1833頁、通鑑9146・9188頁)	中村・中西・張・毛利
43	契丹—後晋(Ⅱ)	祖父—孫	942、後晋・石重貴嗣位、契丹・耶律堯骨に上表称臣せず致書称孫して怒りを買う。結局後晋は契丹に敗れ、946、「孫臣某言」として上表謝罪するも、後晋は滅亡する(旧51124・1144頁、通鑑9242・9321頁)	中村・中西・張・毛利
44	契丹—北漢	叔姪／父子	951、後漢の一族劉崇、北漢を建国。「姪皇帝致書於叔天授皇帝」とする致書文書を契丹・耶律述律に送り、冊立を求む。954、劉承鈞嗣位、契丹に上表して男を称し、契丹は詔して「兒皇帝」と呼ぶ。なお、同時期に契丹は後周・北宋とは親族関係の設定を行わなかったことに注意(十国1477・1487頁、通鑑9460・9520頁)	中西・毛利・張
45	後周—南唐	兄弟	956、南唐・李景は後周・柴榮に敗れ、「唐皇帝奉書大周皇帝」とする致書文書を後周に送り、後周を兄とする兄弟関係を求めるが、後周に拒否されたため上表称臣する(旧51542頁)	中西
46	帰義軍節度使—甘州回鶻	父子・兄弟・舅甥	敦煌漢文文献によれば、911、西漢金山国(帰義軍節度使)張承奉を子、甘州回鶻大聖天可汗を父。931、帰義軍節度使曹議金を兄、甘州回鶻順化可汗を弟。962?、帰義軍節度使曹元忠(議金の子)を弟、甘州回鶻可汗を兄。962-974、帰義軍節度使曹元忠を舅、甘州回鶻可汗を外甥とする親族関係が見える。911の例は甘州回鶻の優位を示し、残り3例は両者の婚姻関係などによるもので、名分関係では甘州回鶻が上位である(拙稿07、103~105頁)	森安・榮・拙稿07

【北宋・南宋】

No.	関係国など	関係	内 容	参考文献
47	北宋—遼	兄弟	1004、澶淵の盟で北宋・真宗と遼・聖宗が兄弟関係となり、年長の真宗が兄となる。以後金の勃興まで対等関係が継続し、致書文書を交換する。代替わりごとに親族呼称は変化(同輩の場合は年齢による)し、皇太后に対しても親族表現が行われる(宋詔令881~904頁)	中西・毛利・張
48	北宋—西夏	父子	1043、西夏・李元昊、「男邦泥定国元卒襄霄上書父大宋皇帝」とする外交文書を北宋に送り、父子関係と不称臣を求めるが、北宋はこれを却下。1099、西夏遣北宋使は両国関係を父子の国と発言する(長編3343~3344・12160頁)	
49	遼—西夏	舅甥	遼は李繼遷以下の西夏王を冊封して公主を降嫁。1044、北宋の遼への外交文書に、「(李)元昊稱藩尚主、是舅甥之親」とする遼の書を得たことが記される。1099、北宋は遼から「夏之於遼也、義隆甥舅」との書を受ける。なお、西夏王は遼からの外交文書を座札で受け取っていた(宋詔令884頁・長編12081頁・金史2868頁)	
50	金—高麗	兄弟	1116、遼金戦争において金が遼東を占領。1117、金は高麗に自らを兄・高麗を弟とする致書文書を送る。遼と北宋の滅亡後には両者は君臣関係となる(高麗史209頁)	三上
51	金—遼	兄弟	1118、金は自らを兄・遼を弟とする兄弟関係の締結と、遼が北宋から得ている歳幣の半額を金に提供するという講和条件を提示。1119、遼はこれを拒否。1120、遼金戦争が再開され、1122、燕京陥落、1125、天祚帝が捕縛されて遼は滅亡する(遼史336頁・金史1881頁)	外山
52	金—北宋	伯姪	1126、金は宋都開封を包圍。北宋は金を伯、自らを姪とする伯姪関係と、太原など三鎮の割譲、康王構(のち高宗)と張邦昌を人質とすることで和議を成立させるが、まもなく破断し、1127、開封陥落、北宋は滅亡する(金史1705頁)	外山

53	金一劉齊	父子	1130、金は劉予を皇帝に冊立して、華北に傀儡国家齊を建国する。詔して金を父・齊を子として、金使が到れば齊帝劉予は朝問起居して、奏上あれば起立して、余は皇帝の礼とした。1137、齊は廃止される（金史1760頁）	外山
54	金一南宋	叔姪・伯姪・父子	1142、金と南宋の和議成り、南宋が金に上表称臣して、金は南宋・高宗を冊立する。1165、君臣関係を改め、金を叔・南宋を姪として、致書文書を交換するようになる。金がモンゴル遠征で疲弊すると、南宋は金を攻撃するが敗れ、金に称臣または父事・割地を要求されるが、1208、伯姪関係となることで和議が成立する（金史1939・2075～2079・2169頁）	外山
55	金一西夏	兄弟	1225、金と西夏の和議成り、金を兄・西夏を弟として致書文書を交換するが、程なく西夏はモンゴルに滅ぼされる（金史1487～1488頁）	

【使用史料・および史料略称一覧】

魏書：中華書局標点本『魏書』	三国：韓国精神文化研究院本『訳注三国史記一 勘校原文篇』
周書：中華書局標点本『周書』	全蜀：綫装書局点校本『全蜀芸文志』
隋書：中華書局標点本『隋書』	通鑑：中華書局標点本『資治通鑑』
北史：中華書局標点本『北史』	冊：中華書局影印本『宋本冊府元龜』
旧：中華書局標点本『旧唐書』	唐詔令：学林出版社標点本『唐人詔令集』
新：中華書局標点本『新唐書』	旧規：知不足齋叢書本『翰林学士院旧規』
曲：四部叢刊初編本『曲江張先生文集（曲江集）』	旧五：中華書局標点本『旧五代史』
陸：四部叢刊初編本『陸宣公翰苑集』	新五：中華書局標点本『新五代史』
高麗史：国書刊行会本『高麗史』	十國：中華書局標点本『十国春秋』
遼史：中華書局標点本『遼史』	宋詔令：中華書局標点本『宋大詔令集』
金史：中華書局標点本『金史』	長編：中華書局標点本『統資治通鑑長編』

【参考文献一覧】

- 石井：石井正敏「日本・渤海間の名分関係 ―舅甥問題を中心に―」（佐藤信編『日本と渤海の古代史』山川出版社、2003）
- 内田：内田吟風「柔然時代蒙古年表」（同『北アジア史研究 鮮卑柔然突厥篇』同朋舎、1975。初出1944）
- 栄：栄新江「婦義軍与甘州回鶻的交往及其通使中原」（同『婦義軍史研究』上海古籍出版社、1996）
- 金子：金子修一「唐代の国際文書形式」（同『隋唐の国際秩序と東アジア』名著刊行会、2001。初出1974）
- 佐藤：佐藤長「古代チベット史研究」上・下（東洋史研究会、1958・59）
- 薛：薛宗正「突騎施汗国の興亡」（『歴史研究』1984年第2期）
- 武田：武田幸男「序説 五～六世紀東アジア史の一視点 ―高句麗『中原碑』から新羅『赤城碑』へ―」（『東アジア世界における日本古代史講座四 朝鮮三国と倭国』学生社、1980）
- 張：張国慶「遼代契丹皇帝与五代・北宋諸帝王的“結義”」（『史学月刊』1992年第6期）
- 土肥：土肥義和「敦煌発見唐・回鶻間交易関係漢文文書断簡考」（栗原益男先生古稀記念論集『中国古代の法と社会』汲古書院、1988）
- 外山：外山軍治『金朝史研究』（同朋舎、1964）
- 中島：中島琢美「南走派ウイグル史に於けるキルギス ―特にその冊立について―」（金沢大学文学部東洋史研究室『史游』16、1985）
- 中西：中西朝美「五代北宋における国書の形式について ―『致書』文書の使用状況を中心に―」（『九州大学東洋史論集』33、2005）
- 羽田：羽田亨「唐代回鶻史の研究」（『羽田博士史学論文集』上、東洋史研究会、1957）
- 林：林謙一郎「南詔国後半期の対外遠征と国家構造」（『史林』75-4、1992）
- 藤澤：藤澤義美「南詔王国の成立」・「南詔王権の確立」（同『西南中国民族史の研究 ―南詔国の史的研究―』大安、1969）
- 藤野06：藤野月子「唐代の和蕃公主をめぐる諸問題について」（『九州大学東洋史論集』34、2006）
- 藤野08：藤野月子「漢唐間における和蕃公主の降嫁について」（『史学雑誌』117-7、2008）
- 藤野09：藤野月子「五胡北朝隋唐期における和蕃公主の降嫁 ―その時代的特質との関連について―」（『歴史学研究』855、2009）
- 三上：三上次男「金初における高麗と金との関係 ―保州問題を中心として―」（同『金代政治・社会の研究』中央公論美術出版、1973。初出1939）
- 毛利：毛利英介「澶淵の盟の歴史的背景 ―雲中の会盟から澶淵の盟へ―」（『史林』89-3、2006）
- 護：護雅夫「突厥と隋・唐兩王朝」（同『古代トルコ民族史研究』I、山川出版社、1967。初出1964）
- 森安：森安孝夫「ウイグルと敦煌」（榎一雄編『講座敦煌II 敦煌の歴史』大東出版社、1980）
- 抽稿07：廣瀬憲雄「古代東アジア地域の外交秩序と書状 ―非君臣関係の外交文書について―」（『歴史評論』686、2007）
- 抽稿08：廣瀬憲雄「『東天皇』外交文書と書状 ―倭国と隋の名分関係―」（『日本歴史』724、2008）

表2 敦煌文献書儀（吉儀）に見える日下署名の規定

頁数	題目	表現	頁数	題目	表現
257	賀四海正書	某月日某乙状通	496	賀正表	某年某月日某道節度觀察等使勳臣姓名
275	重書	月日行官姓名状上	500	起居啓	某月某日具官銜姓名啓
275	回 答書	月日官位姓名状通	500	賀正冬啓	某月日具官銜姓名啓
276	次重 答書	月日官姓名状通	500	賀人改官及加階	某月日具官銜姓名啓
278	与妻父母書	月日姓名状上	502	起居啓	某月日某職姓名啓
280	与姉夫 答書	月日姓名状通	502	賀正冬啓	某月日某職姓名啓
280	与親家翁母書	月日位姓名状通	503	(凡条)	某月日某職姓名状
280	回 答書?	月日位姓名状通	521	起居啓	某月日具官階姓名啓
281	与妻姨舅姑書	月日位姓名状上	522	起居状	某月日具官階姓名状上
282	与同門書	月日姓名状通	641	官寮起居啓状	某年某月日具官階姓名〔名啓カ〕
307上	与妻父母書	月日位姓名状上	647	与四海平懷書	月日姓名状
310上	与親家翁母書	月日位姓名状通	648	与四海告別書	月日姓名状上
311上	回 答書?	月日位姓名状通	665	暖房相屈 答書	月日姓名状
311上	与妻姨舅姑書	月日位姓名状上	666	賞芸能 答書	某月日具姓名状上
313上	与同門書	月日姓名状通	補242	耶及伯叔加官状	月日名状上
448	状請出家	某年月日臣某奏	補244	(不明)	月日姓名状通
449	(上表四首目)	某年某月某日臣某 上表	補244	(不明) 答書	月日名状通

凡例（表2）

- ・本表では趙和平『敦煌写本書儀研究』（台北、新文豊出版公司、一九九三）および同「《敦煌写本書儀研究》訂補」（『敦煌吐魯番研究』三、一九九八）で翻刻された書儀のうち、吉儀で日下署名がみられるものを一覧にした
- ・凶儀は月日を冒頭に記す場合が多いため、対象からは除外した
- ・頁数に「上」とあるのは上段、「補」は「《敦煌写本書儀研究》訂補」の頁数を示す